

## 町営建設工事に係る指名停止等措置要綱

平成6年2月25日告示第21号

### 改正

平成9年1月22日告示第7号  
平成16年3月29日告示第20号  
平成16年12月22日告示第75号  
平成19年8月27日告示第53号  
平成20年5月14日告示第27号  
平成22年3月30日告示第22号  
平成23年4月1日告示第28号  
平成24年3月2日告示第14号  
平成26年1月17日告示第4号  
平成27年3月27日告示第45号  
平成29年3月30日告示第57号  
令和2年4月1日告示第52号の4  
令和2年12月25日告示第151号

### (趣旨)

第1 この要綱は、町営建設工事の適正な施工を確保するため、町営建設工事に係る一般競争入札（条件付一般競争入札を含む。以下同じ。）及び指名競争入札における指名停止等の措置基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (指名停止)

第2 町長は、資格者（町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成23年山田町告示第26号。以下「資格等規程」という。）第6条に規定する資格者をいう。以下同じ。）が別表第1から別表第3までの各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一つに該当するときは、当該各号に定める適用基準の期間により指名停止を行うものとする。

2 前項の場合において、特に重大と認められる事案については、あらかじめ山田町営建設工事請負資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴くものとする。

3 町長が、第1項の指名停止を行ったときは、契約担当者（山田町財務規則（昭和42年山田町規則第36号）第114条第1項に規定す

る契約担当者をいう。以下同じ。)は、当該資格者を入札に参加させてはならない。この場合において、当該資格者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体等に関する指名停止)

第3 町長は、第2第1項の規定により元請負人について、指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 町長は、第2第1項の規定により共同企業体について、指名停止を行うときは、当該共同企業体の資格者である構成員について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。ただし、町長が、明らかに当該指名停止について、責めを負わないと認めた構成員は、この限りでない。

3 町長は、第2第1項又は前2項の規定による指名停止に係る資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4 資格者が、一つの事案により別表各号に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、適用基準の期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

2 町長は、資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、指名停止の期間を加重することができる。

(1) 同一の資格者が、指名停止の期間満了後3年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当する事案を発生させたとき。

(2) 同一の資格者が、同時期に別表各号の措置要件に該当する複数の事案を発生させたとき。

(3) 同一の資格者が、指名停止の期間中に別表各号の措置要件に該当する事案を発生させたとき。

3 町長は、資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号に定める適用基準の期間を短縮して指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。

4 町長は、資格者について、極めて悪質な事由があるため又は資格者が、極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号に定める適用基準の期間を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止

の期間を当該期間の2倍まで延長することができる。

5 前2項の規定により、指名停止の期間を短縮し、又は延長しようとする場合においては、審査委員会の意見を聴いて行うものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止措置期間の特例)

第5 町長は、資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、指名停止の期間を加重することができる。

- (1) 談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、資格者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号又は第3号に該当したとき。
- (2) 別表第2第2号又は第3号に該当する資格者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第2第2号に該当する資格者について、独占禁止法第7条の3第1項から第3項までの規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省庁の長などによる調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する資格者に悪質な事由があるとき。
- (5) 町又は他の公共機関の職員が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する競売入札妨害又は同条第2項に規定する談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する資格者に悪質な事由があるとき。
- (6) 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した場合で、公正取引委員会の排除勧告、課徴金納付命令に対し審判手続が開始され、審決の結果、独占禁止法違反に該当すると判断された資格者で、当該審決に至る経緯、内容等から指名停止の期間を加重することが適当と認められるとき。
- (7) 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した疑いで、公正取引

委員会の排除勧告又は課徴金納付命令を受けた場合で、審判手続が開始され、審決が確定するまでの間に入札に参加又は町と契約を締結する際、資格者が当該工事の入札について談合を行っていない旨の誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第2第2号又は第3号に該当したとき。

- 2 町長は、指名停止期間が満了した資格者について、別表第2第2号に該当し、かつ、極めて悪質な事由が明らかになったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。
- 3 町長は、資格者について、独占禁止法違反等の不正行為により、別表第2第2号の措置要件に該当することとなった場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合には、指名停止の期間を短縮することができる。

(指名停止期間の変更等)

第6 町長は、指名停止の期間中の資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由のあることが明らかになったときは、別表各号及び第4各項(第5項を除く。)に定める期間の範囲内で、審査委員会の意見を聴いて指名停止の期間を変更することができる。

- 2 町長は、指名停止の期間中の資格者が、当該指名停止に係る事案について、責めを負わないことが、明らかになったと認めるときは、当該資格者について、指名停止を解除するものとする。

(指名停止の効力)

第7 指名停止の期間が、資格等規程第8条に規定する名簿の有効期間(名簿の有効期間の経過後新2年度に係る名簿が作成されるまでの期間を含む。)を超える場合においては、資格者が引き続き名簿に登載されたときの当該指名停止は、なお効力を有する。

(指名停止の通報)

第8 町営建設工事を所管する課長等は、その分掌する事務に関して、資格者が、別表各号に掲げる措置要件の一つに該当すると認めるとき又は第6各項の一つに該当する事由が生じたときは、遅滞なく指名停止事由通報書(様式第1号)により、財政課長を経由して町長に通報するものとする。

(指名停止の通知)

第9 町長は、第2第1項若しくは第3各項の規定により、指名停止を行い、第6第1項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同第2項の規定により指名停止を解除したときは、当該資格者に対し、遅滞

なくそれぞれ指名停止通知書（様式第2号）、指名停止期間変更通知書（様式第3号）又は指名停止解除通知書（様式第4号）により通知するとともに、公表するものとする。

2 財政課長は、町長が前項の規定により、指名停止等の通知をしたときは、電子掲示板への掲示により通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が、町営建設工事に関するものであるときは、必要に応じて改善の報告を求めることができる。

（随意契約の相手方の制限）

第10 契約担当者は、指名停止の期間中の資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ町長の承認を受けたときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第11 契約担当者は、指名停止の期間中の資格者が、町営建設工事を下請し、又は受託することを認めてはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第12 町長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加資格者に対する指名停止）

第13 建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加資格者に対する指名停止については、町営建設工事の例による。

前文（抄）（平成9年1月22日告示第7号）

平成9年2月1日から施行する。

前文（抄）（平成16年3月29日告示第20号）

平成16年4月1日から施行する。

前文（抄）（平成16年12月22日告示第75号）

公布の日から施行する。

前文（抄）（平成19年8月27日告示第53号）

平成19年8月27日から施行する。

前文（抄）（平成20年5月14日告示第27号）

公布の日から施行する。

前文（抄）（平成22年3月30日告示第22号）

平成22年4月1日から施行する。

前文（抄）（平成23年4月1日告示第28号）

平成23年4月1日から施行する。

前文（抄）（平成24年3月2日告示第14号）

平成24年3月2日から施行する。

前文（抄）（平成26年1月17日告示第4号）

平成26年1月17日から施行する。

前文（抄）（平成27年3月27日告示第45号）

平成27年3月27日から施行する。

前文（抄）（平成29年3月30日告示第57号）

平成29年4月1日から施行する。

前文（抄）（令和2年4月1日告示第52号の4）

令和2年4月1日から施行する。

前文（抄）（令和2年12月25日告示第151号）

令和2年12月25日から施行する。

別表第1（第2、第4関係）

事故等に基づく措置基準

措置要件	適用基準	期間
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>1 町営建設工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事的目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下この表において「契約不適合」という。）であった場合、その程度が軽微であるときを除く。）。</p>	(1) 工事施工中の損傷事故により粗雑工事が判明するなど、措置要件に該当するとき。	2 か月
	(2) 工事施工中の損傷事故により粗雑工事が判明し、町への報告が遅れるなど、請負者の施工管理上の過失が認められるとき。	3 か月
	(3) 工事施工中に町により粗雑工事が指摘されるなど、請負者の施工管理上の過失の程度が大きいと認められるとき。	4 か月
	(4) 工事完成後の工事検査などにより粗雑工事が判明するなど、請負者の施工管理上の過失の程度が特に大きいと認められるとき。	5 か月
	(5) 完成工期が遅れるなど、当該粗雑工事の影響が重大と認められるとき。	6 か月
<p>2 1に掲げる工事以外の工事（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合の程度が重大であると認められるとき。</p>	(1) 工事施工中の損傷事故により粗雑工事が判明するなど、措置要件に該当するとき。	1 か月
	(2) 工事完成後の工事検査などにより粗雑工事が判明するなど、請負者の施工管理上の過失の程度が特に大きいと認められるとき。	2 か月
	(3) 完成工期が遅れるなど、当該粗雑工事の影響が重大と認められるとき。	3 か月

<p>(契約違反)</p> <p>3 1に掲げる場合のほか、町営建設工事の施工に当たり、契約に違反し、町営建設工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 契約条項の違反が判明するなど、措置要件に該当するとき。</p>	2か月
	<p>(2) 正当な理由がなく完成工期が遅れるなど、当該契約違反の工事への影響が重大と認められるとき。</p>	3か月
	<p>(3) 一括下請を行った場合、工事施工に必要な報告を怠った場合など、当該契約違反が町との信頼関係を明らかに損なわせたと認められるとき。</p>	4か月
<p>(公衆損害事故)</p> <p>4 町営建設工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>(1) 安全管理上問題があり公衆物損事故を生じた場合など、措置要件に該当するとき。</p>	1か月
	<p>(2) 安全管理上問題があり1名の軽傷者を生じさせたとき。</p>	2か月
	<p>(3) 安全管理上問題があり1名の重傷者又は2名の軽傷者を生じさせたとき。</p>	3か月
	<p>(4) 安全管理上問題があり2名の重傷者又は3名の軽傷者を生じさせたとき。</p>	4か月
	<p>(5) 安全管理上問題があり1名の死亡者又は3名の重傷者若しくは4名の軽傷者を生じさせたとき。</p>	5か月
	<p>(6) 安全管理上問題があり2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者若しくは5名以上の軽傷者を生じさせたとき。</p>	6か月
<p>5 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であ</p>	<p>(1) 安全管理上問題があり1名の軽傷者を生じさせた場合又は重大な公衆物損事故を生じさせた場合など、措置要件に該当するとき。</p>	1か月
	<p>(2) 安全管理上問題があり1名の重傷者又</p>	2か月

ると認められるとき。	は2名の軽傷者を生じさせたとき。	
	(3) 安全管理上問題があり死亡者又は2名以上の重傷者若しくは3名以上の軽傷者を生じさせたとき。	3か月
(工事関係者事故) 6 町営建設工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	(1) 安全管理上問題があり1名の軽傷者を生じさせたとき。	1か月
	(2) 安全管理上問題があり1名の重傷者又は2名若しくは3名の軽傷者を生じさせたとき。	2か月
	(3) 安全管理上問題があり1名の死亡者又は2名若しくは3名の重傷者若しくは4名若しくは5名の軽傷者を生じさせたとき。	3か月
	(4) 安全管理上問題があり2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者若しくは6名以上の軽傷者を生じさせたとき。	4か月
7 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	(1) 安全管理上問題があり1名の重傷者又は2名若しくは3名の軽傷者を生じさせたとき。	1か月
	(2) 安全管理上問題があり死亡者又は2名以上の重傷者若しくは4名以上の軽傷者を生じさせたとき。	2か月
(虚偽記載) 8 町営建設工事の請負契約において、一般競争入札及び指名競争入札に係る競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、町営建設工事の請負	(1) 工事施工着手前に請負者から虚偽の記載について報告があった場合など、請負者の虚偽記載に対する管理監督義務違反の程度が小さいと認められるとき。	1か月
	(2) 工事施工着手前に町から虚偽の記載の指摘を受けた場合など、請負者の虚偽記載に対する管理監督義務違反の程度が大	2か月

<p>契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>きいと認められるとき。</p>	
	<p>(3) 工事施工着手後に町から虚偽の記載の指摘を受けた場合など、請負者の虚偽記載に対する管理監督義務違反の程度が特に大きいと認められるとき。</p>	<p>3 か月</p>
	<p>(4) 工事施工着手前に虚偽の記載の事実が判明し、故意性が認められるなど、虚偽記載の原因等が重大と認められるとき。</p>	<p>4 か月</p>
	<p>(5) 工事施工着手後に虚偽の記載の事実が判明し、故意性が認められるなど、虚偽記載の原因等が特に重大と認められるとき。</p>	<p>5 か月</p>
	<p>(6) 文書偽造、事前共謀その他当該虚偽の記載について明らかに故意性が認められる事実があるとき。</p>	<p>6 か月</p>

(注1) 一般工事は原則として町の区域内における工事とするが、町の区域外における工事であっても、事故等が特に重大であると認められるときは措置の対象とする。

(注2) 指名停止措置の実施時期は、当該事実を認定した日からとする。

別表第2（第2、第4関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	適用基準	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>刑法第198条に定める贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>12か月</p>
<p>(独占禁止法違反)</p> <p>2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、町営建設工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、次のアからエまでに掲げる事実のいずれかが判明したとき。</p> <p>ア 排除措置命令</p> <p>イ 課徴金納付命令</p> <p>ウ 刑事告発</p> <p>エ 資格者である法人の代表者、資格者である個人又は資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員の独占禁止法違反容疑による逮捕</p>	<p>12か月</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>3 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>刑法第96条の6に規定する競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>12か月</p>
<p>(建設業法違反)</p> <p>4 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、町営建設工事の請負契約の相手方として不適</p>	<p>(1) 山田町の区域</p> <p>ア 指示処分がなされたとき。</p> <p>イ 営業停止処分がなされたとき。</p> <p>ウ 代表役員等が逮捕された場合など、</p>	<p>2か月</p> <p>3か月</p> <p>4か月</p>

<p>当であると認められるとき。</p>	<p>悪質性が大きいと認められるとき。</p> <p>エ 代表役員等が公共機関発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p> <p>オ 一般役員等又は使用人が町発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。</p> <p>カ 代表役員等が町発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。</p> <p>(2) 山田町を除く区域</p> <p>ア 指示処分がなされたとき。</p> <p>イ 営業停止処分がなされたとき。</p> <p>ウ 代表役員等が逮捕された場合など、悪質性が大きいと認められるとき。</p> <p>エ 代表役員等が公共機関発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p> <p>オ 一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業に関連し複数逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。</p> <p>カ 代表役員等が公共機関発注の事業に関連し複数逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。</p>	<p>6 か月</p> <p>8 か月</p> <p>9 か月</p> <p>1 か月</p> <p>2 か月</p> <p>3 か月</p> <p>5 か月</p> <p>7 か月</p> <p>9 か月</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>5 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、町営建設工事の</p>	<p>(1) 山田町の区域</p> <p>ア 業務全般に関する法令違反により行政処分を受けるなど、措置要件に該当するとき。</p>	<p>2 か月</p>

請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	イ 代表役員等が逮捕された場合など、悪質性が大きいと認められるとき。	4 か月
	ウ 代表役員等が公共機関発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。	6 か月
	エ 一般役員等又は使用人が町発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。	8 か月
	オ 代表役員等が町発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。	9 か月
	(2) 山田町を除く区域	
	ア 業務全般に関する法令違反により行政処分を受けるなど、措置要件に該当するとき。	1 か月
	イ 代表役員等が逮捕された場合など、悪質性が大きいと認められるとき。	3 か月
	ウ 代表役員等が公共機関発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。	5 か月
	エ 一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業に関連し複数逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。	7 か月
	オ 代表役員等が公共機関発注の事業に関連し複数逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。	9 か月
6 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上	(1) 山田町の区域 ア 横領罪、傷害罪、公職選挙法違反等	4 か月

<p>の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、町営建設工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>により公訴を提起されるなど、措置要件に該当するとき。</p> <p>イ 公共機関発注の事業に関連し公訴を提起されるなど、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p> <p>ウ 公共機関発注の事業に関連し懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されるなど、悪質性が重大と認められるとき。</p> <p>エ ウに加え、明らかに悪質性及び社会的影響が大きいと判断される事実があると認められるとき。</p> <p>(2) 山田町を除く区域</p> <p>ア 横領罪、傷害罪、公職選挙法違反等により公訴を提起されるなど、措置要件に該当するとき。</p> <p>イ 公共機関発注の事業に関連し公訴を提起されるなど、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p> <p>ウ 公共機関発注の事業に関連し懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されるなど、悪質性が重大と認められるとき。</p> <p>エ 公共機関発注の事業に関連し懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されるなど、悪質性が特に重大と認められるとき。</p> <p>オ エに加え、明らかに悪質性及び社会的影響が大きいと判断される事実があ</p>	<p>6 か月</p> <p>8 か月</p> <p>9 か月</p> <p>2 か月</p> <p>4 か月</p> <p>6 か月</p> <p>8 か月</p> <p>9 か月</p>
---	--	---

	ると認められるとき。	
--	------------	--

(注1) 資格者の「役員」又は「使用人」が贈賄等の容疑で逮捕又は公訴の提起をされた場合において、元役員又は元使用人であっても、当該容疑の行為が在任期間中のものであれば、現役員又は現使用人と同様の措置の取扱いとする。

(注2) 指名停止措置の実施時期は、当該事実を認定した日又は逮捕若しくは公訴の提起を知った日からとする。

別表第3（第2、第4関係）

契約の履行等に関する措置基準

措置要件	適用基準	期間
<p>(契約締結拒否)</p> <p>1 契約の相手方として決定した者が正当な理由がなく契約を締結しなかったとき。</p>	<p>町営建設工事の一般競争入札又は指名競争入札において、落札した者が当該工事の請負契約を正当な理由がなく締結しなかったとき。</p>	<p>12か月</p>
<p>(入札の無断棄権)</p> <p>2 指名競争入札において、正当な理由がなく、無断で入札を棄権したとき。</p>	<p>町営建設工事の指名競争入札において、正当な理由がなく、無断で入札を棄権したとき。</p>	<p>2か月</p>
<p>(経営状態の一時的悪化)</p> <p>3 銀行取引停止措置を受けた等経営状態が一時的に悪化し、町営建設工事の請負契約の相手方として不適当と認められるとき。</p>	<p>資格者が小切手又は手形の決済ができず不渡りを出すなどして、銀行等から取引停止を受けるなど、経営状態が一時的に悪化したとき。</p>	<p>経営状態が正常になったと認められる日まで</p>

(注) 指名停止措置の実施期間は、当該事実を認定した日とする。